新規上場申請のための有価証券報告書 (Iの部)

上場申請会社:富士ユナイトホールディングス株式会社

提出会社:富士興産株式会社

【表紙】

第一部【組織再編成に関する情報】	1 -
第1【組織再編成の概要】	1 -
1【組織再編成の目的等】	1 -
2 【組織再編成の当事会社の概要】	4 -
3 【組織再編成に係る契約等】	4 -
- 4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	
5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	- 13 -
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	
7 【組織再編成に関する手続】	
第2【統合財務情報】	
第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】	
第二部【企業情報】	
第1【企業の概況】	
1 【主要な経営指標等の推移】	
2 【沿革】	
3 【事業の内容】	
4 【関係会社の状況】	
5 【従業員の状況】	
第2【事業の状況】	
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	
3 【事業等のリスク】	
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	
4 【経営有による別政状態、経営成績及びイヤッシュ・フローの状況の労州 】	
3 【里安は矢利寺】 6 【研究開発活動】	
第3【設備の状況】	
1 【設備投資等の概要】	
3 【設備の新設、除却等の計画】	
第4【上場申請会社の状況】	
1 【株式等の状況】	
2 【自己株式の取得等の状況】	
3【配当政策】	
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	
第5【経理の状況】	
第6【上場申請会社の株式事務の概要】	
第7【上場申請会社の参考情報】	
1 【上場申請会社の親会社等の情報】	
2【その他の参考情報】	
第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】	
第四部【上場申請会社の特別情報】	
第1【上場申請会社の最近の財務諸表】	
1【貸借対照表】	
2 【損益計算書】	
3 【株主資本等変動計算書】	
4 【キャッシュ・フロー計算書】	
第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	- 43 -

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)

上場申請会社である富士ユナイトホールディングス株式会社(以下「当社」又は「上場申請会社」といいます。)は、株式移転により令和7年10月1日に設立登記をする予定であります。

(注)本報告書提出日である令和7年9月1日において、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定日である令和7年10月1日現在の状況について説明する事前提出書類であるため、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用しておりません。

(上場申請会社)

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【会社名】富士ユナイトホールディングス株式会社【英訳名】FUJI UNITED HOLDINGS COMPANY, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川崎 靖弘

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地

【電話番号】 下記の富士興産株式会社(以下、「富士興産」という。)

の連絡先をご参照ください。

 【事務連絡者氏名】
 同上

 【最寄りの連絡場所】
 同上

 【電話番号】
 同上

 【事務連絡者氏名】
 同上

(新規上場申請のための有価証券報告書提出会社)

【会社名】 富士興産株式会社

【英訳名】 FUJI KOSAN COMPANY, LTD. 代表取締役社長 川崎 靖弘

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地

【電話番号】 03-6849-8800

【事務連絡者氏名】 総務部長 荒川 真二

 【最寄りの連絡場所】
 同上

 【電話番号】
 同上

 【事務連絡者氏名】
 同上

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1 【組織再編成の目的等】

- 1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の背景及び目的
 - (1) 持株会社体制への移行検討の背景

富士興産グループは1949年(昭和24年)の創業以来、石油製品の供給を通じて、わが国の産業発展と豊かな社会づくりの一翼を担うとともに、お客様のご要望を真摯に受けとめ、ご満足いただけるよう企業活動に取り組んでまいりました。

しかし近年、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーの実現に向けた社会的要請が 高まるとともに、富士興産グループを取り巻く事業環境は急速に変化しております。

このような環境のもと、環境対応型事業への大胆な転換により、当社の掲げる「環境のグリーン化対応とエネルギーの安定供給を通じて社会に貢献するグループであり続ける」という長期ビジョンの達成に向け、①環境対応型エネルギーのコアビジネス化の加速、②積極的な投資によるリサイクル事業の拡大、および③着実な事業戦略の推進、を主な戦略の3本柱として、経営目標の達成に向け取り組んでおります。

上記の取組みを加速させ、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの期待に応えていくために、今後は、エネルギー事業及びリサイクル事業領域において、当社グループが提供可能なサービスを拡大するためのM&Aの推進を積極的に行って参ります。結果として、商品、サービスのライフサイクル全体を通じた提供体制の整備を進め、「環境のグリーン化対応とエネルギーの安定供給をするグループ」へと変革することにより、持続的な成長を目指してまいります。

上記の成長を加速させるため、当社は持株会社体制に移行することで、持株会社は、グループ経営戦略の策定及びリサイクル事業を中心とするM&Aや新規事業創出を含む戦略投資の拡大に注力し、事業会社は、事業運営に専念し、環境変化に迅速に対応する、というグループ経営体制を目指します。

また、経営資源配分の最適化を図り、富士興産グループ全体の価値向上と持続的な成長を実現してまいります。

(2) 持株会社体制への移行目的と移行により実現するグループ経営体制

① グループ経営によるシナジー効果の最大化及び効率化

富士興産グループは、主に石油関連事業及び環境関連事業を担う富士興産、ホームエネルギー事業を担う富士ホームエナジー株式会社、レンタル事業を営む富士レンタル株式会社、リサイクル事業を担う環境開発工業株式会社と分かれていますが、グループ全体の企業価値向上の観点から、全体最適な経営判断がなされる持株会社体制の下で事業推進することにより、より効果的かつ効率的に成長することが可能と考えております。また、エネルギー事業及びリサイクル事業において、M&Aを通じて新たにグループ会社となる事業会社との量的、質的なシナジーの創出により、お客様への提供価値の向上に取り組んでまいります。

② M&Aによる戦略的かつ機動的な変化に対応できる組織体制の構築 社会の変化に適応した新たな事業への挑戦にあたって、持株会社体制に移行することにより、より戦略的かつ機動的なM&Aおよび事業提携/資本提携を実行することが可能と考えております。

③ 事業推進における意思決定の迅速化

富士興産グループは、2024年度~2026年度までの3ヵ年を対象とする中期経営計画において、分野別の重点施策を掲げております。持株会社体制へ移行することにより、各重点施策をよりフレキシブルかつ迅速に実現することが可能と考えております。

④ 次世代を担う経営者人材の育成

国内における人材不足、AIの成長等による将来の人材育成環境の変化において、事業経営における人的資本である社員の成長支援をこれまで以上に戦略的に実行していきます。従来の各事業会社の人材投資に加え、次世代を担う経営者人材に、持株会社傘下の事業会社での経営

経験の場を提供することにより、当社グループ全体の持続的な成長を牽引していく経営者人材 を戦略的に育成していきます。

- 2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係
 - (1) 上場申請会社の企業集団の概要
 - ① 上場申請会社の概要

	富士ユナイトホールディングス株式会社					
(1) 商号	(英文表記:FUJI UNITED HOLDINGS CO					
(2) 事業内容	石油事業、リサイクル事業、環境関連事業、ホームエネルギー事業、レンタル 事業等を営むグループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務					
(3) 本店所在地	東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地					
	代表取締役社長	川崎靖弘				
	取締役	佐藤 由理				
	取締役	大橋 亮				
 (4) 代表者及び役員の就任予定	社外取締役	小野 勝				
(4) 代教有及0"反員の就任」。	社外取締役	畑野 誠司				
	取締役 (監査等委員)	田村 賢文				
	社外取締役 (監査等委員)	佐藤 義幸				
	社外取締役 (監査等委員)	杉山 敦子				
(5) 資本金	5,500百万円					
(6) 純資産(連結)	未定					
(7) 総資産(連結)	未定					
(8) 決算期	3月31日					

- (注) 取締役の小野勝氏、畑野誠司氏、佐藤義幸氏及び杉山敦子氏は、社外取締役であります。
 - ② 上場申請会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において企業集団はありませんが、当社設立直後(2025年10月1日)の時点では以下のとおりとなる予定であります。

[概要図]

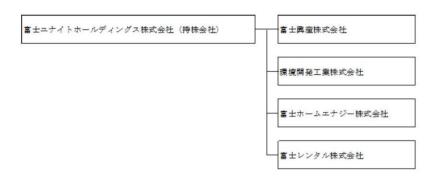
A. ステップ1:単独株式移転による当社の設立

2025年10月1日を効力発生日とする本株式移転により持株会社を設立することで、富士興産は持株会社の完全子会社になります。



B. ステップ2:持株会社の設立後のグループ会社の再編

本株式移転の効力発生後、持株会社体制への移行を完了するため、富士興産の子会社を持株会社が直接保有する子会社として再編する予定であります。なお、かかる再編の具体的な内容及び時期につきましては、決定次第お知らせいたします。



当社設立後の、当社と富士興産の状況は以下のとおりであります。

富士興産は、2025年6月27日開催された定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2025年10月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立することにしております。

			<i>\(\psi_\tau_\tau_\tau_\tau_\tau_\tau_\tau_\tau</i>		役員の	役員の兼任等		1	
会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社役員(名)	当社 従業員 (名)	資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
(連結子会社) 富士興産株式会社	東京都千代田区	5, 527	燃料油、アスファルト、潤 滑油、グリーン商品の仕入 販売、バイオディーゼル燃 料の販売	100.0	3 (予定)	3 (予定)	未定	未定	未定

- (注) 1. 資本金は最近事業年度末日(2025年3月31日)時点のものであります。
 - 2. 役員の兼任等は、富士興産の最近事業年度末日(2025年3月31日)時点の役員・従業員の うち、当社との兼任を予定する者の予定人数であります。
 - 3. 富士興産は、有価証券報告書の提出会社であります。
 - 4. 富士興産は、当社の特定子会社に該当する予定であります。
 - 5. 本株式移転に伴う当社設立日(2025年10月1日)をもって、富士興産は当社の株式移転完全子会社となり2025年9月29日をもって、上場廃止となる予定であります。

本株式移転に伴う当社設立後、富士興産は当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となる富士興産の最近事業年度末日(2025年3月31日)時点の状況は、次のとおりです。

関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所 有(又は被 所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
富士ホームエナジー(株)	札幌市 中央区	30	ホームエネルギー 事業	100. 0	富士興産が供給する石油製品を 販売 役員の兼任2名
富士レンタル(株)	札幌市 東区	50	レンタル事業	100. 0	富士興産より資金の貸付あり 役員の兼任2名
環境開発工業㈱	北海道 北広島市	48	リサイクル事業	100. 0	役員の兼任2名 執行役員出向2名

- (注) 1. 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 - 2.「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 - (2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係
 - ① 資本関係

本株式移転により、富士興産は当社の完全子会社になる予定であります。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

② 役員の兼任関係

当社の取締役は、富士興産を含む当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定であります。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

③ 取引関係

当社と当社の完全子会社となる富士興産との取引関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要 の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約等】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

富士興産は、同社の定時株主総会による承認を前提として、2025年10月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、富士興産を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を2025年5月15日開催の富士興産の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、富士興産の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画においては、2025年6月27日に開催された富士興産の定時株主総会において、承認可決されました。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております(詳細につきましては、後記「(2)株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)。

(2) 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

株式移転計画書(写)

富士興産株式会社(以下「甲」という。)は、単独株式移転の方法により、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「乙」という。)を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

(株式移転)

第1条 甲は、本計画の定めるところに従い、単独株式移転の方法により、乙の成立の日(第7条に定義する。)において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとする。

(目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

- 第2条 乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は、次のとおりとする。
 - (1) 目的

乙の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「富士ユナイトホールディングス株式会社」とし、英文では、「FUJI UNITED HOLDINGS COMPANY, LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都千代田区とし、本店の所在場所は、東京都千代田区神田駿河台 4丁目3番地とする。

- (4) 発行可能株式総数
 - 乙の発行可能株式総数は、2,000万株とする。
- 2 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

(設立時取締役)

- 第3条 乙の設立時取締役(設立時監査等委員である設立時取締役を除く。)の氏名は、次のとおりと する。
 - (1) 取締役 川崎 靖弘
 - (2) 取締役 佐藤 由理
 - (3) 取締役 大橋 亮
 - (4) 社外取締役 小野 勝
 - (5) 社外取締役 畑野 誠司
 - 2 乙の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
 - (1) 取締役 田
- 田村 賢文
 - (2) 社外取締役 佐藤 義幸
 - (3) 社外取締役 杉山 敦子 (現姓:松本 敦子)

(設立時会計監査人)

第4条 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

(本株式移転に際して交付する株式およびその割当て)

- 第5条 乙は、本株式移転に際して、甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」 という。)における甲の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有する甲の普通株 式に代わり、甲が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当 する数の乙の普通株式を交付する。
 - 2 乙は、前項の定めにより交付される乙の普通株式を、基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

(資本金および準備金の額)

- 第6条 乙の成立の日における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。
 - (1) 資本金の額 5,500百万円
 - (2) 資本準備金の額 0円

(3) 利益準備金の額 0円

(乙の成立の日)

第7条 乙の設立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、2025年10月1日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、乙の成立の日を変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第8条 甲は、2025年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転 に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性 その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議により、当該株主総会の開催日を変 更することができる。

(上場証券取引所)

第9条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所スタンダード 市場への上場を予定する。

(株主名簿管理人)

第10条 乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社(本店)とする。

(自己株式の消却)

第11条 甲は、乙の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、甲が保有する自己株式 (本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株 式の買取りにより取得する自己株式を含む。)のうち、最大32,000株を除き、実務上消却可能な 範囲の株式を基準時までに消却することができる。

(本計画の効力)

第12条 本計画は、第8条に定める甲の株主総会において本計画の承認および本株式移転に必要な事項 に関する決議が得られなかった場合、乙の成立の日までに本株式移転についての国内外の法令 に定める関係官庁の許認可等(関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。)が得られなか った場合、または、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとす る。

(本計画の変更等)

第13条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更しまたは本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第14条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に 従い、甲がこれを決定する。

2025年5月15日

甲:東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地富士興産株式会社 代表取締役社長 川崎 靖弘

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は富士ユナイトホールディングス株式会社(英文ではFUJI UNITED HOLDINGS COMPANY, LTD. と表示する。)と称する。

(目的)

- 第2条 当会社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社(外国会社を含む。)その他の法人等の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。
 - (1) 石油類および石炭等の石油代替エネルギーならびにそれらの混合物および副産物の精製加工、貯蔵、売買、輸出入ならびに保管
 - (2) 動植物油の混合、加工および売買
 - (3) 溶剤の売買
 - (4) 石油類および石炭等の重量物の計量に関する業務
 - (5) 石油化学製品その他化成品類の販売
 - (6) 液化石油ガス、液化天然ガスなどの高圧ガスの貯蔵、売買
 - (7) 建材ならびに舗装用材の販売
 - (8) 燃料電池、太陽電池、蓄電装置、コージェネレーション・システムその他の分散型エネルギー・システムの販売
 - (9) 環境・省エネルギー機器の販売
 - (10) 不動産その他設備・施設の賃貸借、売買および管理業務
 - (11) 動力機械、建設機械、運搬機械、各種工作機械、土木建築用資機材、土木建築用架設資材、自動車その他各種車両およびこれらの部品の販売ならびにリース・レンタル業務
 - (12) 自動車その他各種車両の分解、修理および整備ならびに自動車定期点検業務
 - (13) 各種燃焼機器ならびに電気器具その他一般雑貨の販売
 - (14) 再生可能エネルギーを利用した発電および排熱利用設備の管理、運営ならびに電力・熱の販売
 - (15) 有機性資源を原料としたエネルギーおよびその副産物の製造、販売ならびにそれらの設備 の管理、運営
 - (16) 資源リサイクル事業、土壌環境浄化事業および廃棄物処理業
 - (17) 貨物自動車運送事業
 - (18) 古物の売買
 - (19) 温室効果ガス排出権の取引に関する事業
 - (20) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 執行役員
 - (3) 監査等委員会
 - (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により、 自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予 約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、 法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は取締役会の決議によって社長がこれを招集しその議長となる。ただし、社長に事故 あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供 措置をとるものとする。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができ る。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

- 第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事 録に記載または記録する。
 - 2. 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備置き、その謄本を5年間支店に備置く。

第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員

(取締役の定員)

- 第19条 当会社に取締役(監査等委員である取締役を除く。)15名以内を置く。
 - 2. 当会社に監査等委員である取締役4名以内を置く。

(取締役の選任)

- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任 する。
 - 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 第1項の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を 選定する。
 - 2. 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会長、社長、副社長各1名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

- 第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集しその議長となる。ただ し、社長が欠員のときまたは社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
 - 2. 取締役会の招集の通知は各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することがで きる。

(議事録)

- 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事 録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。
 - 2. 取締役会の議事録または前条の意思表示を記載した書類は、10年間本店に備置く。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程に よる。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役であるものを除く。) との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合 には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(執行役員および役付執行役員)

- 第31条 当会社の執行役員は、取締役会の決議によってこれを選任する。
 - 2. 当会社は、取締役会の決議によって、社長執行役員1名を選定し、また、副社長執行役員1 名、専務執行役員、常務執行役員若干名を選定することができる。

(執行役員規程)

第32条 執行役員の責務その他の事項に関しては、取締役会の決議によって定める執行役員規程による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第34条 監査等委員会の招集の通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要のある場合はこの期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等 委員会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第37条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主 または登録株式質権者に対し剰余金の配当を支払う。

(中間配当金)

第38条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができ

る。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないと きは、当会社は支払義務を免れる。

附則

(事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2026年3月31 日までとする。

(設立時代表取締役)

第2条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 川崎 靖弘

(最初の取締役の報酬等)

- 第3条 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間の当会 社の取締役等の報酬の額は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等 報酬等((3)の報酬を除く。)の総額は、年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用 人分給与を含まない。)とする。
 - (2) 監査等委員である取締役の報酬等 報酬等の総額は、年額3,000万円以内とする。
 - (3) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬
 - (1)の報酬とは別枠で、一定の株式譲渡制限期間および当会社による無償取得事由等の定めがある当会社普通株式(以下「譲渡制限付株式」という。)を取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対して付与するための報酬を支給する。対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は、年額3,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とし、その内容は下記のとおりとする。
 - ① 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の報酬総額(年額)の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払込むことにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当会社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当会社取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記③に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

② 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とする。ただし、本議案の決議の日以降、当会社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとする。

③ 譲渡制限付株式割当契約の内容

当会社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」という。)は、以下の内容を含むものとする。

(ア) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当該対象取締役が当会社の取締役の地位を退任するまでの期間(以下「本譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当会社の普通株式について、第三者に対して譲渡、質

権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとする。

(イ) 譲渡制限の解除

当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当会社の取締役会が定める期間(以下「本役務提供期間」という)、継続して、上記(ア)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、当会社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間において上記(ア)の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(ウ) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記(ア)の本譲渡制限期間が満了した時点において上記(イ)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得する。

(エ) 組織再編等における取扱い

当会社は、本譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当会社株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会)で承認された場合には、当会社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。上記に規定する場合には、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(オ) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当会社取締役会において定めるものとする。

(附則の削除)

(1) 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

以上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	富士ユナイトホールディングス株式会社 (株式移転設立完全親会社・当社)	富士興産株式会社 (株式移転完全子会社)
株式移転比率	1	1

- (注) 1. 本株式移転に伴い、富士興産の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。
 - 2. 当社が本株式移転により発行する新株式数 (予定):普通株式6,624,012株 上記新株式数は、富士興産の発行済株式総数8,743,907株 (2025年3月31日時点)に基づい て記載しております。 ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、富士興産の発行済株式総 数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。富士興産は、本株式移転 の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能 な範囲の株式を消却することを予定しているため、富士興産が2025年3月31日時点で保有す る自己株式である普通株式2,119,895株については、上記算出において、新株式交付の対象 から除外しております。
 - 3. 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける富士興産の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、富士興産単独による株式移転によって完全親会社である当社1社を設立するものであり、本株式移転時の富士興産の株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、富士興産の株主の皆様に不利益や混乱を与えないことを第一義として、富士興産の株主の皆様が所有する富士興産の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。なお、上記理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

- (3) 新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い該当事項はありません。
- 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】 該当事項はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

- (1) 組織再編対象会社の普通株式に関する取扱い
 - ① 買取請求権の行使について

富士興産の株主が、その所有する富士興産の普通株式につき、富士興産に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年6月27日開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を富士興産に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、富士興産が上記定時株主総会の決議の日(2025年6月27日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

富士興産の株主による議決権の行使の方法としては、2025年6月27日開催された富士興産の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、富士興産の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、富士興産に提出する必要があります。)。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、富士興産に2025年6月26日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイトhttps://evote.tr.mufg.jp/にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、2025年6月26日午後5時30分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時 を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで 議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、法定の通知期限までに、富士興産に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、富士興産は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時における富士興産の株主に割り当てられます。富士興産の株主は、自己の富士興産の普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い該当事項はありません。

7【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、富士興産は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項、③富士興産の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、富士興産の本店において2025年6月12日よりそれぞれ備え置いております。

- ①は、2025年5月15日開催の富士興産の取締役会において承認された株式移転計画です。
- ②は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当 社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

③は、富士興産の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会 社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、富士興産の営業時間内に富士興産の本店において閲覧することができます。 なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①~③に掲げる事項に変更が生じた場合に は、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日 2025年3月31日(月)

株式移転計画承認取締役会 2025年5月15日(木)

株式移転計画承認定時株主総会 2025年6月27日 (金)

富士興産株式上場廃止日 2025年9月29日(月)(予定)

当社設立登記日 (効力発生日) 2025年10月1日 (水) (予定) 当社株式上場日 2025年10月1日 (水) (予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事情により日程を変更する場合があります。

- (3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
 - ① 普通株式について

富士興産の株主が、その所有する富士興産の普通株式につき、富士興産に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年6月27日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を富士興産に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、富士興産が、上記定時株主総会の決議の日(2025年6月27日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権について

富士興産は、現在、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありませんが、組織再編成の対象会社である富士興産の主要な連結経営指標等は以下のとおりであります。これら富士興産の連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

富士興産の連結経営指標等

回次		第91期	第92期	第93期	第94期	第95期 (参考)
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高	(百万円)	42, 391	60, 488	65, 073	61, 912	68, 344
経常利益	(百万円)	871	577	370	946	822
親会社株主に帰属する当期 純利益	(百万円)	632	2, 038	408	607	717
包括利益	(百万円)	646	2,042	294	612	738
純資産額	(百万円)	9, 993	9, 770	9, 324	9, 505	9, 620
総資産額	(百万円)	18, 013	20, 004	18, 284	19, 121	20, 931
1株当たり純資産額	(円)	1, 253. 65	1, 486. 88	1, 417. 72	1, 443. 70	1459. 44
1株当たり当期純利益	(円)	79. 29	257. 61	62. 16	92. 33	108. 89
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益		_	_	_	-	_
自己資本比率	(円)	55. 5	48.8	51.0	49.7	46. 0
自己資本利益率	(%)	6. 5	20.6	4. 3	6.5	7. 5
株価収益率	(%)	15. 37	3. 58	19. 14	20. 65	12.86
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	(倍)	2, 407	192	870	1, 959	1, 389
投資活動によるキャッシ ュ・フロー		△1,238	1,530	△1, 454	△767	△516
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	(百万円)	△78	△2, 298	△750	△462	1, 373
現金及び現金同等物の期末 残高		4, 613	4, 038	2, 704	3, 434	5, 680
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	186 (22)	184 (22)	235 (18)	239 (18)	245 (19)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2. 第94期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第93期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。
 - 3.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第92期の期首から適用しており、第92期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】 該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報」の 「第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2 【沿革】

2025年5月15日 富士興産の取締役会において、富士興産の単独株式移転による持株会社「富士ユナイトホール

ディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画書」を決議

2025年6月27日 富士興産の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、富士興産がその

完全子会社となることについて決議

2025年10月1日 富士興産が単独株式移転の方法により当社を設立(予定)

当社普通株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場 (予定)

なお、当社の完全子会社となる富士興産の沿革につきましては、富士興産の有価証券報告書 (2025年6月26日提出) をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は持株会社として、グループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となる富士興産の最近連結会計年度末日(2025年3月31日)時点における事業の内容は以下のとおりであります。

富士興産グループは、富士興産と子会社3社及び関連会社2社で構成され、石油製品等の仕入及び販売の石油事業を主として営み、メガソーラー発電による売電等の環境関連事業、ホームエネルギー事業(LPG・灯油等の家庭用燃料小売事業)、建設機械等のレンタル事業、リサイクル事業(産業産廃物の収集運搬・中間処理並びに再生重油の製造販売)を展開しております。

富士興産グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

(1) 石油事業

商品の仕入

・燃料油、アスファルト、潤滑油は、主要株主ENEOSホールディングス㈱の子会社である ENEOS㈱より仕入を行っております。

商品の販売

- ・当社と特約店契約を締結した㈱板倉石油店、大成興業㈱は燃料油、アスファルト等の販売を 行っております。
- (2) リサイクル事業

産業廃棄物の収集運搬・中間処理並びに再生重油の製造販売

- ・子会社環境開発工業㈱は、北海道を拠点として産業廃棄物の収集運搬・中間処理並びに再生 重油の製造販売を行っております。
- (3) 環境関連事業

メガソーラー発電による売電及び高品位尿素水 (AdBlue) の販売

- ・メガソーラー発電による売電及びディーゼル車から排出される窒素酸化物(NOx)を低減する高品位尿素水「AdBlue」の販売を行っております。
- (4) ホームエネルギー事業

家庭用燃料小口販売

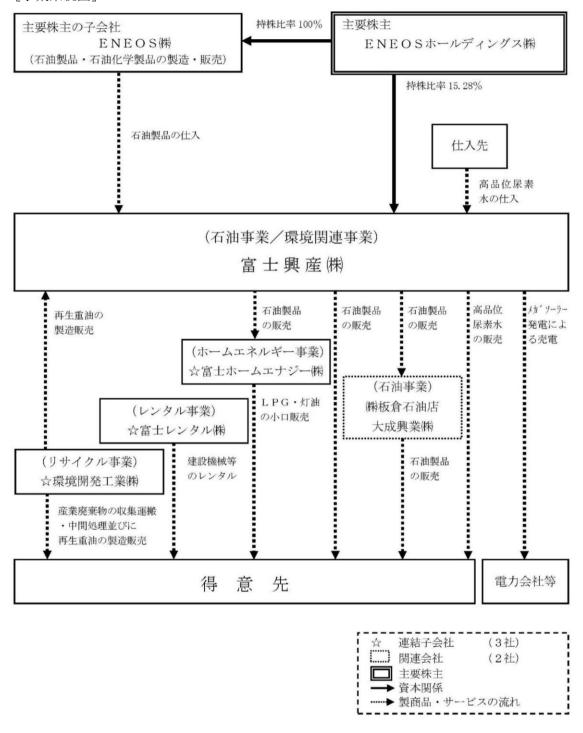
- ・子会社富士ホームエナジー㈱は、北海道を拠点として家庭用燃料の小口販売を行っております。
- (5) レンタル事業

建設機械等レンタル

・子会社富士レンタル㈱は、北海道を拠点として建設機械等のレンタル業を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる富士興産の関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2.上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (1)上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる富士興産の最近連結会計年度末日(2025年3月31日)時点の従業員の状況は以下のとおりです。

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
石油事業/環境関連事業	88 (15)
ホームエネルギー事業	45 (1)
レンタル事業	54 (-)
リサイクル事業	58 (3)
合計	245 (19)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は() 内に年間の平均人員を外数で記載して おります。
 - 2. 当社グループは、同一の部門が石油事業及び環境関連事業に従事しているため、これらの事業については、事業部門ごとの使用人数を表記しておりません。

(3) 労働組合等の状況

① 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社の状況

当社の完全子会社となる富士興産において、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

- (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差 異
 - ① 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社の状況

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 (平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる富士興産の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月26日提出)をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる富士興産のサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月26日提出)をご参照ください。

3【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておりませんが、当社は本株式移転により富士興産の完全親会社となるため、当社の設立後は、本報告書提出日現在における富士興産の事業等のリスクが当社グループの事業等のリスクとなり得ることが想定されます。富士興産の事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本報告書提出日現在において富士興産が判断したものです。

(1) 天候リスク

当社グループの販売商品のうち灯油・A重油は、暖冬となった場合に販売数量が減少する可能性があり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、環境関連事業は、豪雨・豪雪等の天候不良により発電量が減少する可能性があり、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 公共投資リスク

当社グループの販売商品のうちアスファルトは、主として道路舗装用であるため、道路工事に対する公共投資が減少すると販売数量が減少する可能性があり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループのレンタル事業は、主として道路工事用機械のレンタルを行っているため、同様に、道路工事に対する公共投資が減少すると取引が減少する可能性があり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 得意先信用リスク

売上債権は回収する前に得意先が信用不安に陥り、貸倒れもしくは貸倒引当金計上の必要が生じる可能性があり、業績に影響を及ぼす可能性があります。その対策として、与信管理制度に基づき、取引先の経営状況に応じた与信枠の設定、預り保証金の受け入れや製品の納入と代金の決済を同時に行うキャッシュ・オン・デリバリー取引を行うなど貸倒損失の発生防止に努めております。

また、各事業所に設置された「債権管理委員会」にて毎月取引先の債権管理の状況の確認を行い、取引先の債権回収に懸念が生じた時は、「債権管理委員会」の統括組織として本社に設置された「信用取引委員会」を開催し、債権保全に関する事項を審議する体制を構築しております。

(4) 石油製品市況リスク

当社グループは、主として石油製品を仕入れておりますが、原油価格高騰等により仕入価格が高騰した際、販売価格に十分転嫁できない可能性があり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 仕入先依存度リスク

当社グループの石油製品の主要仕入先はENEOS㈱であり、当連結会計年度の総仕入高に占める同社からの仕入高の割合は約8割であります。現行は同社との取引基本契約に基づき安定供給を受けているものの、取引関係が継続困難となった場合には受注に対する仕入ができなくなる可能性があり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、ロシア・ウクライナ情勢、中東情勢は先行きに不透明感を増しておりますが、当該国・ 地域において、当社グループは直接の仕入取引及び販売取引はありません。

(6) 環境規制リスク

当社グループは、様々な環境規制の適用を受けており、法規制を遵守し、将来の環境対策に関して合理的な見積額に基づき引当計上をしていますが、規制強化等により環境対策に必要な費用

が増加する可能性があり、業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため次世代液体エネルギーの取り扱いを前提として、サプライチェーンの拡充と強化に努めてまいります。

(7) 自然災害等リスク

当社グループは、火災・地震・台風・津波等の自然災害により所有資産及び営業活動に被害を受ける可能性があり、これらにより業績に影響を及ぼす可能性があります。その対策として、重要な所有資産に損害保険を付保し、自然災害の影響を低減させるよう努めております。

(8) 固定資産の減損リスク

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産 又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしており ます。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事 業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、回収可能価 額が減少した場合、減損処理が必要となる可能性があり、業績に影響を及ぼす可能性がありま す。

(9) 新規事業投資リスク

当社グループは、新規事業及び既存成長事業の収益拡大に向けた積極投資を行っております。 しかしながら、適正価格ではない投資、期待した業績やシナジーが得られないこと、人材や顧 客の流出等があった場合に、業績に影響を及ぼす可能性があります。

その対策として、綿密なデューデリジェンスを実施することにより、事業投資リスクを低減させるよう努めております。

(10) 感染症拡大リスク

新型コロナウィルス感染症のような大規模な感染症拡大による社会的混乱が発生した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。当社は従来より、複数の金融機関に十分な借入枠を有するとともに、総額20億円のコミットメントライン契約を主要取引金融機関と締結し、資金の流動性を補完しております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる富士興産の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月26日提出)をご参照ください。

5 【重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる富士興産においては、該当事項は以下のとおりであります。

富士興産が締結している継続的な売買契約

相手先の名称	契約内容	契約期間
ENEOS(株)	石油製品の継続的な売買契約	2017年10月1日より 2018年9月30日まで (以降1年ごと自動延長)

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約等」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる富士興産の研究開発活動につきましては、同社の有価証券報告書 (2025年6月26日提出)をご参照ください。

第3【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる富士興産の設備投資等の概要につきましては、同社の有価証券報告書 (2025年6月26日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる富士興産の主要な設備の状況につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月26日提出)をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる連結子会社の設備の状況については、同社の有価証券報告書(2025年6月26日提出)をご参照ください。

第4【上場申請会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

2025年10月1日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定であります。

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20, 000, 000
計	20, 000, 000

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6, 624, 012	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6, 624, 012	_	_

(注) 富士興産の発行済株式総数8,743,907株(2025年3月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、富士興産の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。富士興産は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、富士興産が2025年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式2,119,895株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ①【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。
- ②【ライツプランの内容】 該当事項はありません。
- ③【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2025年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2025年10月1日	6, 624, 012	6, 624, 012	5, 500	5, 500	0	0

(注) 富士興産の発行済株式総数8,743,907株 (2025年3月31日時点) に基づいて記載しております。 ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、富士興産の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。富士興産は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、富士興産が2025年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式2,119,895株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。 なお、当社の完全子会社となる富士興産の2025年3月31日現在の所有者別状況は以下のとお りであります。

2025年3月31日現在

	株式の状況(1単元の株式数100株)																									
区分	政府及び地 金融機関		金融商品取	その他の法	外国法人等		個人その他	計	単元未満株 式の状況 (株)																	
	方公共団体	並際機関	引業者	引業者	引業者	引業者	引業者	引業者	引業者	引業者	引業者	引業者	引業者	引業者	引業者	引業者	引業者	引業者	引業者	引業者 人	人	個人以外	個人	個八ての他	ĦI	(1/1)
株主数 (人)	-	6	29	98	46	21	10,821	11,021	_																	
所有株式数 (単元)	1	1, 863	1, 139	16, 775	10, 097	98	57, 209	87, 181	25, 807																	
所有株式数の割 合(%)	1	2. 14	1.31	19. 24	11. 58	0.11	65. 62	100	-																	

- (注) 1. 自己株式2,151,895株は、「個人その他」に21,518単元及び「単元未満株式の状況」に95株 を含めて記載しております。
 - 2. 証券保管振替機構名義の株式1,700株が、「その他の法人」に17単元含まれております。

(5) 【大株主の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全 子会社となる富士興産の2025年3月31日現在の大株主状況に基づき、2025年10月1日時点で想 定される当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

2025年10月1日現在(予定)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
ENEOSホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町1丁目1-2	1, 005	15. 26
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	10 MARINA BOULEVARD #48-01 MARINA BAY FINANCIAL CENTRE SINGAPORE 018983 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	704	10. 68
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号 (東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤 坂インターシティAIR)	172	2. 62
株式会社スノーボールキャピタル	東京都港区虎ノ門5丁目12番13号 ザ イマックス神谷町ビル8F	159	2. 42
横田石油株式会社	兵庫県姫路市飾磨区恵美酒147	102	1.55
株式会社アミックス	宮城県石巻市魚町3丁目11-2	101	1. 53
株式会社長尾製缶所	和歌山県有田郡有田川町大字野田144	96	1. 47
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC (常任代理人 シティバンク、エヌ・ エイ東京支店)	Boulevard Anspach 1, 1000 Bruxelles, Belgium (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	73	1. 11
瓜生 佳久	神奈川県川崎市	56	0.86
堀井 隆	東京都武蔵野市	40	0. 61
有限会社福田商事	富山県小矢部市上野本52-7	40	0. 61
計	_	2, 551	38. 71

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第三位を四捨 五入して表示しております。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において所有者はおりません。 なお、当社の完全子会社となる富士興産の2025年3月31日現在の議決権の状況は以下のとおりであります。

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式 (その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,151,800	_	_
完全議決権株式 (その他)	普通株式 6,566,300	65, 663	
単元未満株式	普通株式 25,807	_	
発行済株式総数	8, 743, 907	_	_
総株主の議決権	_	65, 663	_

⁽注)「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,700株 (議 決権17個) 含まれております。

②【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2025年10月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

なお、当社の完全子会社となる富士興産の2025年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式)	東京都千代田区神田	2 151 200		2, 151, 800	24, 61
富士興産株式会社	駿河台4丁目3番地	2, 151, 800		2, 131, 800	24. 01
1	_	2, 151, 800	_	2, 151, 800	24. 61

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は新設会社であるため、配当政策につきましては未定ではありますが、利益還元を経営上の重要課題であるとの認識のもと、中長期的な視野に立った投資により企業価値を増大させ、積極的な利益還元を行うことを基本方針とする予定であります。なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2025年10月1日より東京証券取引所スタンダード市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となる富士興産と同水準若しくはそれ以上のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定であります。

なお、当社の完全子会社となる富士興産のコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の有価証券報告書(2025年6月26日提出)をご参照ください。

- (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
- ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
 - ア. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

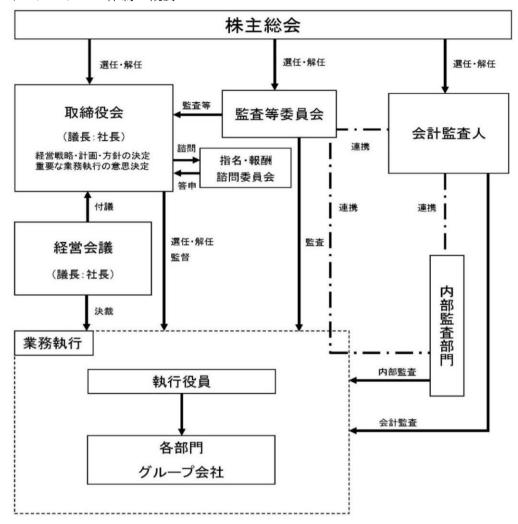
当社及び当社グループ各社は、経営環境の変化に迅速に対応できる経営管理組織体制の構築と法令遵守を重要視し、積極的な情報開示を行うことにより、公正かつ信頼性の高い経営の実現を目指しております。

当社は、当社の取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、会社法における機関設計として監査等委員会設置会社を選択する予定であります。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスに関し、次の体制を構築する予定であります。

- (ア) 財務・会計等の専門知識・経験を有する監査等委員である独立社外取締役及び経営戦略等の専門知識・経験を有する独立社外取締役を選任し、取締役の職務執行の監査・監督の実効性を確保する予定であります。
- (イ) 全般的な会社業務を統制するため、取締役執行役員で構成する経営会議を設置し、会社 経営基本事項及び重要業務執行事項を協議・決定する予定であります。
- (ウ) 業務執行の迅速化、効率化を図るため、「執行役員制度」を導入する予定であります。
- (エ) 取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬 諮問委員会を設置する予定であります。本委員会の構成は独立社外取締役を過半数とし、委員長は独立社外取締役が務める予定であります。
- (オ) 当社と当社グループ各社の経営者で構成する関係会社連絡会を定期的に開催して、グループ各社の諸問題について討議し、相互の意思疎通とグループ内の連携を図る予定であります。

これらの取組みにより、客観的な立場から経営を監視する体制が機能し、職務執行の適正が有効に確保されていると判断して、上記の体制を採用する予定であります。



当社の主な機関は次のとおりを予定してあります。

取締役会

代表取締役社長川崎靖弘を議長とし、取締役常務執行役員佐藤由理、取締役執行役員大橋 亮、社外取締役小野勝、社外取締役畑野誠司、取締役(常勤監査等委員)田村賢文、社外取 締役(監査等委員)佐藤義幸、社外取締役(監査等委員)杉山敦子で構成されており、法 令・定款に定められた事項の他、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、各取締役の業務 執行の状況を監督しております。

• 監査等委員会

取締役(常勤監査等委員)田村賢文を委員長とし、社外取締役(監査等委員)佐藤義幸、 社外取締役(監査等委員)杉山敦子で構成されており、取締役の職務の執行の監査、会計監 査人の選任及び解任、その他法令及び定款に定められた職務を行っております。

• 経営会議

代表取締役社長川崎靖弘を議長とし、取締役常務執行役員佐藤由理、取締役執行役員大橋 亮で構成されており、取締役会付議事項並びに会社経営に関する基本事項及び重要な業務の 執行に関する事項を協議、若しくは決定し、全般的な会社業務の統制を行っております。

· 指名 · 報酬諮問委員会

社外取締役(監査等委員)杉山敦子を委員長とし、社外取締役(監査等委員)佐藤義幸、代表取締役社長川崎靖弘で構成されており、取締役会から諮問を受けた取締役の指名及び取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬に係る事項等を審議し、取締役会への答申を行います。

その他の予定する社内委員会の概要は次のとおりであります。

・富士興産グループ企業倫理委員会

グループ各社のコンプライアンス活動について、経営理念から導き出される企業倫理の観点から監督し、助言又は指導することを目的とすることを予定しております。

コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス体制の確立、浸透、定着を目的とすることを予定しております。

・リスク管理委員会

当社の経営に影響を及ぼす可能性が高いリスクの発生防止に係る管理体制の整備及び危機・緊急事態が発生した場合に、迅速かつ的確な対応により被害を最小限に抑え、事業の円滑な運営に資することを目的とすることを予定しております。

サステナビリティ委員会

当社グループのサステナビリティに関する基本方針の策定、重要課題(マテリアリティ)の特定、重要課題(マテリアリティ)に基づく目標設定及び進捗管理等について審議することを目的とすることを予定しております。

② 内部統制システムの整備状況及びリスク管理体制の整備状況

当社グループは、社会における企業の果たすべき責任に鑑み、コンプライアンスの実践を経営の重要課題の一つとして位置づけ、2005年2月以降、コンプライアンス委員会を設置し、ステークホルダーや一般社会から要請される公正かつ透明な企業活動の実践に取り組んでまいりました。さらにこれらの取組みを強化するため、グループ各社に設置されたコンプライアンス委員会の上部組織として「富士興産グループ企業倫理委員会」を2006年3月に設置し、グループ各社のコンプライアンスの活性化を図ってまいりました。

また、リスク管理体制整備及び強化のため、2007年3月に「リスク管理規程」を定め、リスクを網羅的・統括的に管理するための「リスク管理委員会」を設置し、危機・緊急事態に即応できる体制を整備しております。

当社は、内部統制システムの整備に関する基本的な考え方として「業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり定め、この体制に掲げる内部統制システムを整備し、運用することを予定しております。

- ア. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月1回開催する。
 - (イ) 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行う。
 - (ウ) 取締役会規程において、法令又は定款で定められた事項のほか、重要な財産の処分及び 譲受に関する事項、多額の借財に関する事項などの重要な業務執行について取締役会に 付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定する。
 - (エ) 監査等委員会は、監査方針の下、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、 取締役の職務執行の監査を行う。
- イ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (ア) 取締役は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報を社内規則の 定めるところに従い適切に保存し、管理する。
 - (イ) 各取締役及び監査等委員会の要求があるときは、これを閲覧に供する。
- ウ. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスクを網羅的・統括的に管理する 社内規則を制定して、リスク管理体制を明確化する。
 - (イ) 危機管理を所掌する組織としてリスク管理委員会を設置し、事業の継続性を揺るがすほどの重大なリスクが発生した場合の対応につき整備を進めていく。
 - (ウ) リスク管理委員会は、社内規則の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する 周知、啓発を行う。
- エ. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる 体制を採る。
- オ. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) コンプライアンス委員会で、役職員が法令・定款その他の社内規則及び社会通念などを 遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その周知徹底と遵守の推進を図る。
 - (イ)役職員は、法令・定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為などが行われていることを知ったときはコンプライアンス委員会などに通報・相談し、コンプライアンス委員会の責任者は、重要な案件については遅滞なく取締役会及び監査等委員会に報

告する。

- (ウ) 内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに透明性を維持した的確な対処の 体制を採る。
- カ. 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する ための体制
 - (ア)子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告の体制 当社は関係会社規程を定めて、子会社の経営管理及び経営指導を行うとともに、年1回 開催する関係会社連絡会において、子会社の経営者に重要な職務の執行に関する定期報告 を求める。
 - (イ)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は子会社のリスク管理の活動状況について定期的に報告を求める。当社が子会社からリスクの報告を受けた場合、当社のリスク管理委員会において事実関係を調査し、適切な対策を講じる。
 - (ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ⑦当社はグループの中期経営計画を策定し、子会社の経営目標を明確にする。
 - ①当社は子会社の事業計画等の重要事項については、子会社との事前協議を要する事項と し、その他の事項については、子会社の取締役又は監査役として選任させた当社の指名す る者が出席する子会社の取締役会において決議することにより、グループの統制を図りつ つ、職務執行の効率性を確保する。
 - (エ)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ⑦当社は子会社に対してグループ共通の行動規範の遵守を求める。
 - ①当社は子会社のコンプライアンス委員会の活動状況につき、年1回開催する富士興産グループ企業倫理委員会において報告を求める。
 - ⑤当社は子会社の取締役又は監査役として当社の指名する者を選任させ、子会社の取締役会に出席することにより、業務の適正を確保する。
 - ②当社は当社の内部通報制度の利用対象に子会社を含むことにより、グループ各社の内部通報に迅速に対応できる体制とする。
- キ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会の業務 補助のため監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、代表取締役と監査等 委員会が意見交換を行う。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものとす る。

- ク. 前号の取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
 - (ア) 監査等委員会スタッフは、取締役(監査等委員である取締役を除く。) の指揮・監督を 受けない専属の使用人とする。
 - (イ) 監査等委員会スタッフの異動には監査等委員会の事前の同意を必要とする。
- ケ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する 事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に基づき補助を行う際、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

- コ. 次に掲げる体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (ア) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人が監査等委員会 に報告をするための体制
 - ⑦取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - ①取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人は、事業・組織に重大な 影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - (イ)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等 委員会に報告をするための体制

当社及び子会社の内部通報制度に基づき通報を受けた者は、通報内容を当社の総務部長に報告し、当社の総務部長はその内容を当社監査等委員会に遅滞なく報告する。

サ. 監査等委員会に前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、内部通報制度に係る「ホットライン規程」において、通報者が通報したことをもって不利益な取り扱いを受けないとする定めをおく。

シ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執 行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に費用の前払等を請求した場合、当社は当該請求が監査等委員の職務に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。

- ス. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (ア)代表取締役は、監査等委員会と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
 - (イ) 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議への監査等委員の出席 を確保する。
- セ. 反社会的勢力を排除するための体制
 - (ア) 社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、その関係を遮断するため、基本方針・規程を定め、その徹底を図る。
 - (イ) 反社会的勢力との関係遮断に係る主管部署を定めるとともに、外部専門機関と緊密に連携し、会社を挙げて毅然とした態度で対応する。

③ 取締役との責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定であります。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の全役員、他企業派遣役員とし、被保険者は保険料を負担しない予定であります。当該保険契約により被保険者の保険期間中に提起された損害賠償請求に起因する損害を填補することとする予定であります。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員を除く。)は15名以内、取締役(監査等委員)は4名以内とする旨 定款に定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。 また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨定款に定めておりま す。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑧ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

⑨ 取締役会の活動状況

当社は新設会社であるため、該当事項はございません。

なお、当社の完全子会社となる富士興産の取締役会の活動状況は、以下のとおりであります。最近事業年度(2025年3月期)において、富士興産は取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	最近事業年度中の異動
川崎靖弘	13回	13回(100%)	_
吉野 幸夫	13回	13回(100%)	_
吉田 寿一(注)1	13回	13回(100%)	2024年6月27日 監査等委員である取締役退任 同日 取締役(監査等委員を除く)就任
鍋田 俊久(注)2	3回	3回 (100%)	2024年6月27日退任
須永 英明(注)2	3回	3回 (100%)	2024年6月27日退任
小野 勝	10回	10回(100%)	2024年6月27日就任
畑野 誠司	10回	10回(100%)	2024年6月27日就任
田村 賢文	10回	10回(100%)	2024年6月27日就任
佐藤 義幸	10回	10回(100%)	2024年6月27日就任
杉山 敦子	13回	13回(100%)	_
渡邊 豊 (注) 2	3 回	3回 (100%)	2024年6月27日退任

- (注) 1. 吉田寿一氏は、2024年6月27日をもって取締役(監査等委員)を任期満了により退任した後、同日をもって取締役(監査等委員を除く。)に就任しております。
 - 2. 鍋田俊久氏、須永英明及び渡邊豊氏については、2024年6月27日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりましたので、在任時に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
 - 3. 小野勝氏、畑野誠司氏、田村賢文氏及び佐藤義幸氏については、2024年6月27日開催の第94期定時株主総会において、新たに取締役に選任されましたので、取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討事項は、取締役会付議事項に該当する審議以外に取締役会内で現状・課題について協議しております。

当事業年度は、中期経営計画(2024年度~2026年度)の実現に向けて進捗確認を行いながら 適時必要な対応を中心に協議しており、設備・人材・システム等への投資に加え、リサイクル 事業の拡大や次世代液体エネルギーの供給企業として必要な規模・技術・ノウハウの確立に向 けた協業・提携・M&Aの検討等を行っております。

⑪ その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため未定です。

(2) 【役員の状況】

① 役員の一覧

2025年10月1日付で就任予定の当社の取締役の状況は、以下のとおりです。 男性 6名 女性 2名 (役員のうち女性の比率25%)

			J J (1 1 1 2 0 / 0 /		
役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する富 士興産の株 式数(2) 割り当てら れる当社の 株式数
代表取締役社長 社長執行役員	川崎靖弘	1966年10月10日生	1991年4月 日本石油株式会社入社 2008年4月 Nippon 0i1(U.S.A)Ltd社長 2019年4月 JXTGエネルギー株式会社潤滑油な パニー潤滑油販売部長 2020年6月 ENEOS株式会社潤滑油カンパニー 滑油販売部長 2021年4月 同社執行役員大阪第2支店長 2023年4月 同社社長付 2023年6月 富士興産株式会社代表取締役社長社長 行役員(現任)	潤 (注) 2	(1) 6,036株 (2) 6,036株
取締役 常務執行役員	佐藤 由理	1969年12月26日生	1992年4月 日本石油㈱入社 2020年4月 JXTGエネルギー㈱(現:ENEC ㈱)総務部長 2022年4月 ENEOS㈱北海道支店長 2024年4月 富士興産株式会社上席執行役員人事・ ステム部長 2025年6月 同社取締役執行役員管理本部長兼人事 システム部長(現任)	シ (注) 2	(1) 395株 (2) 395株
取締役 執行役員	大橋 亮	1971年2月27日生	1993年4月 富士興産株式会社入社 2022年6月 同社経理部長 2023年4月 同社執行役員経理部長 2024年4月 同社執行役員経理財務部長(現任)	(注) 2	(1) 2,698株 (2) 2,698株
取締役	小野 勝	1958年2月26日生	1981年4月 ヤマハ発動機㈱入社 2012年1月 ヤマハ発動機㈱執行役員 2013年10月 Yamaha Motor Vietnam Co., Ltd代表取役社長 2017年1月 ヤマハ発動機㈱上席執行役員CS本部2019年1月 ㈱ジュビロ代表取締役社長 2023年4月 関西大学政策創造学部客員教授 2024年6月 富士興産株式会社社外取締役(現任)	(注) 2	(1) 3,500株 (2) 3,500株
取締役	畑野 誠司	1959年12月17日生	1982年4月 ㈱三菱銀行入行 2009年5月 ㈱三菱東京UFJ銀行営業第一本部営第三部長 2011年7月 コニカミノルタホールディングス㈱欄 2013年4月 コニカミノルタ㈱執行役経営戦略部長 2014年6月 同社取締役常務執行役 2022年4月 同社取締役専務執行役 2023年4月 同社専務執行役(特命担当) 2024年4月 同社顧問 2024年6月 富士興産株式会社社外取締役(現任)	問	(1) 500株 (2) 500株
取締役 (常勤監査等委員)	田村 賢文	1969年3月11日生	1995年4月 東京富士興産販売㈱入社 2008年7月 東海フッコール販売㈱社長 2016年4月 富士興産株式会社販売部副部長 2019年6月 同社札幌支店長 2023年4月 同社大阪支店長 2024年4月 同社社長付 2024年6月 同社取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注) 3	(1) 1,134株 (2) 1,134株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する富士興産の株式数(2) 割り当てられる当社の株式数
取締役(監査等委員)	佐藤 義幸	1964年5月31日生	1994年4月 弁護士登録 1994年4月 協和綜合法律事務所勤務 2000年7月 西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所)入所 2003年1月 ニューヨーク州弁護士資格取得 2005年1月 西村ときわ法律事務所(現西村あさび治律事務所)パートナー就任 2017年5月 TMI総合法律事務所パートナー(現任) 2020年11月 ㈱エンゼルグループ社外取締役監査等委員(現任) 2024年6月 富士興産株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	(1) 0株 (2) 0株
取締役(監査等委員)	杉山 敦子	1974年7月5日生	1999年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査 法人)入所 2003年4月 公認会計士登録 2016年9月 公認会計士・税理士杉山昌明事務所副所 長(現任) 2017年5月 ウエルシアホールディングス株式会社社 外監査役(現任) 2020年6月 富士興産株式会社社外取締役(監査等等 員)(現任) 2022年6月 ユシロ化学工業㈱(現:㈱ユシロ)社会 取締役監査等委員(現任)	注 (注) 3	(1) 0株 (2) 0株
計				(1) 14,263株 (2) 14,263株	

- (注) 1. 取締役の小野勝氏、畑野誠司氏、佐藤義幸氏及び杉山敦子氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査等委員以外の取締役の任期は、2025年10月1日から2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 - 3. 監査等委員である取締役の任期は、2025年10月1日から2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 - 4. 所有する富士興産の株式数は、2025年4月30日現在の株数を記載しており、また割り当てられる当社の普通株式数は、当社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
 - 5. 役職名は、本報告書提出日現在において予定している役職名を記載しております。

② 社外役員の状況

当社の監査等委員以外の社外取締役は2名の予定であります。また、監査等委員である社外 取締役は2名の予定であります。

社外取締役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係並びに当該社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割については、以下に記載のとおりです。

社外取締役氏名	人的関係、資本的関係又は取引 関係その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
小野 勝	人的関係、資本的関係又は取引 関係その他の利害関係はありま せん。	小野勝氏は、ヤマハ発動機㈱において、グローバルな販売や部品調達などに従事し、海外法人の経営者としての経験を有しています。また、㈱ジュビロにおいても経営者としての経験を有しています。これらの経験や知見を当社の業務執行に対する助言や監督の役割が期待できると判断しております。
畑野 誠司	人的関係、資本的関係又は取引 関係その他の利害関係はありま せん。	畑野誠司氏は現㈱三菱UFJ銀行においてグローバルな企業ファイナンス等に従事し、コニカミノルタ㈱においてコーポレート部門全般にわたり携わるなど、多岐にわたる分野の専門性を有しております。また、経営者としての豊富な経験を有しており、当社の業務執行に対する助言や監督の役割が期待できると判断しております。
佐藤 義幸	人的関係、資本的関係又は取引 関係その他の利害関係はありま せん。	佐藤義幸氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で、企業経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての企業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、監査等委員である社外取締役として当社の業務執行の監督の職務を適切に遂行することが期待できると判断しております。
杉山(敦子)	人的関係、資本的関係又は取引 関係その他の利害関係はありま せん。	杉山敦子氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士・税理士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査等委員である社外取締役として当社の業務執行の監督の職務を適切に遂行することが期待できると判断したためであります。

また、当社の完全子会社となる富士興産では、社外役員を選任するための富士興産からの独立性に関する基準として、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、富士興産の独立性基準を定めており、独立性を確保しつつ職務を適切に遂行できる人物を社外役員として選任しています。当社においても同様な考え方で社外取締役を選任するための独立性に関する基準を定める予定であります。

「社外役員の独立性判断基準」

当社は、社外役員が次の要件のいずれにも該当しない場合、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と判断する。

- ① 当社および当社の子会社(以下、「当社グループ」という。)の出身者 (業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人(以下、「業務 執行者」という。))
- ② 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者 (直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループの売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える取引先)
- ③ 当社グループの主要な借入先またはその業務執行者 (直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの連結ベースの借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先)
- ④ 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者 (直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該取引先の売上高の合計額が当該取引先の連結売上高の2%を超える取引先)
- ⑤ 当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を得ている法律専門家、公認会計士またはコン サルタント

(直近3事業年度の平均で個人の場合は年間10百万円以上を得ている者。法人、団体等の場合は、当該法人、団体等の連結売上高の2%以上の額を得ている当該法人、団体等の所属者)

- ⑥ 当社グループから多額の寄付を得ている者 (直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が当該 寄付先の収入総額の2%を超える寄付先)
- ⑦ 当社の大株主(当社の議決権総数の10%以上を有する者)または当該主要株主が法人である場合には当該主要株主またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
- ⑧ 当社が総議決権の10%以上の議決権を有する法人等の業務執行者
- ⑨ 上記①~⑧までのいずれかに掲げる者(ただし、重要な者に限る)の配偶者または二親等以内の親族
- ⑩ 過去3年間において、上記2~9のいずれかに該当する者
- ③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並 びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役4名のうち2名は監査等委員である取締役とする予定であり、当社の業務執行について、各々の豊富な経験と専門的な知見に基づいて、公正かつ実効性のある監査・監督体制であると判断しております。

監査等委員会は、監査室及び会計監査人との定期的な打合せや随時の情報交換を行い、また、必要に応じその他内部統制を担当する部門等から報告を受け、相互に連携しながら監査・監督を行う予定であります。特に監査室は、監査計画の策定段階から監査等委員会と連携を取り、内部監査計画を立案し内部統制の整備・構築及び運用状況を定期的に監査するとともに、その状況を取締役会及び監査等委員会に適宜報告してまいります。また、内部監査の結果については、速やかに取締役会及び監査等委員会へ報告し、改善提案を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会である取締役の監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる富士興産の監査等委員である取締役の監査の状況は、以下のとおりであります。

富士興産は、監査等委員制度を採用しており、監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役の田村賢文の1名、社外監査等委員である取締役(非常勤)の佐藤義幸、杉山敦子の2名の合計3名の監査等委員から構成されております。監査等委員各々は、企業実務家・弁護士・公認会計士として、税務・会計・法務等の専門性の高い知見・見識を有しており、社外監査等委員である取締役(非常勤)の杉山敦子は、財務及び会計に関する相当程度の知見・見識を有するものであります。

最近事業年度(2025年3月期)において、富士興産は監査等委員会を10回開催しており、個々の監査等委員である取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	最近事業年度中の異動
田村 賢文	8回	8回 (100%)	2024年6月27日就任
佐藤 義幸	8回	8回 (100%)	2024年6月27日就任
杉山 敦子	10回	10回(100%)	_
吉田 寿一	2 回	2回 (100%)	2024年6月27日退任
渡邊 豊	2 回	2回 (100%)	2024年6月27日退任

- (注) 1. 吉田寿一氏及び渡邊豊氏については、2024年6月27日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりましたので、在任時に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。
 - 2. 田村賢文氏及び佐藤義幸氏については、2024年6月27日開催の第94期定時株主総会において、新たに取締役監査等委員に選任されましたので、取締役監査等委員就任後に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。

監査等委員は、取締役会決議事項の審議・採決及び報告事項について、必要に応じて疑問点を質し、又は意見を述べるとともに、取締役の職務の執行における法令・定款違反の有無及び 妥当性について監査しております。

監査等委員は、監査等委員会の決議をもって定めた監査等委員会規程に則り、法令に定める 監査等委員監査を網羅的に実行する体制を整え、会計帳簿や重要会議の議事録を閲覧すること に加え、グループ各社を含めた経営執行者に対する計画的監査の実施、代表取締役との定期会 合や取締役からの直接の聴取を行うなど、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証 しております。

また、内部監査部門及び会計監査人と必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行うなど、連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

② 内部監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる富士興産の内部監査の状況は、以下のとおりであります。

富士興産は、2名体制での内部監査部門を設置しております。同社を含めたグループ各社を対象に、監査基本計画書に基づき内部監査を実施しております。内部監査終了後遅滞なく監査報告書及び監査指摘事項に対する改善提案を作成しております。

なお、内部監査部門が取締役会への報告を行う仕組みはないものの、代表取締役社長、各業 務執行取締役に直接報告するとともに監査等委員会にも同様に直接報告することにより、内部 監査の実効性を確保しております。

その後、監査指摘事項及び改善提案に対する被監査部門からの改善処置、方針等の報告を受け、必要に応じてフォローアップ監査を実施しております。

また、監査等委員及び会計監査人と必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

③ 会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。 なお、有限責任 あずさ監査法人を当社の会計監査人として選定する予定であります。

④ 監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、今後策定する予定であります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等及び監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議で定めるものとする予定であります。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員である 取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等の内容は、2025年6月27日に開催された 富士興産の定時株主総会にて承認され、次のとおりとする予定であります。

イ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等

a. 金銭報酬等の総額 (「b. 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額」を除く。)

金銭報酬等(固定報酬)の総額は、年額200百万円以内といたします。

b. 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額

「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約等 (2)株式移転計画の内容 富士ユナイトホールディングス株式会社定款 附則 第3条(最初の取締役の報酬等)第3項」をご参照ください。

- ロ 監査等委員である取締役の報酬等 監査等委員である取締役の報酬等の総額は、年額30百万円以内といたします。
- ② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- ③ 役員ごとの連結報酬等の額 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- ④ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる富士興産の株式の保有状況については、同社の有価証券報告書(2025年6月26日提出)をご参照ください。

- ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
 - a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会 等における検証の内容

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる富士興産は、政策保有株式について、個別銘柄毎に保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等、経済合理性並びに将来の見通し等を総合的に検証し、年1回取締役会にて確認しております。その結果、保有意義が認められない株式については、売却、縮減する方針としております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- ④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- ⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる富士興産の経理の状況につきましては、同社の有価証券報告書 (2025年6月26日提出)をご参照ください。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおり予定しております。

事業年度	4月1日から3月31日まで(ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から2026年3月31日までとする予定であります。)
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とします。 公告掲載URL:未定

- (注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以 外の権利を行使することができない旨、定款に定める予定であります。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【上場申請会社の参考情報】

1 【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当社は、株式移転計画に係る取締役会決議日(2025年5月15日)から本報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書(組織再編成・上場)及びその添付書類 2025年6月12日に関東財務局長に提出

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定の富士興産株式会社が、直近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において提出した有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書、訂正報告書は以下のとおりであります。

- (1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】
- ①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第94期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月26日関東財務 局長に提出

②【半期報告書】

該当事項はありません。

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書提出後、本報告書提出日(2025年9月1日)までに、以下の臨時報告書を 提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年7月1日関東財務局長に提出

④【訂正報告書】

①の有価証券報告書の訂正報告書を2024年7月9日に関東財務局に提出しております。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

富士興産株式会社 本社

(東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地)

富士興産株式会社 西日本支店

(大阪市西区土佐堀一丁目5番11号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

第四部【上場申請会社の特別情報】

第1【上場申請会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 該当事項はありません。